

# —平成29年度自殺対策強化月間—

## 司法書士と精神保健福祉士による

### こころ・いのちと法律の無料電話相談会

# 「その悩み、ひとりで抱え込まないで！」

## のご報道方について(お願い)

平素、長野県司法書士会及び長野県精神保健福祉士協会の活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国の自殺者数は平成10年以降、連続して3万人を超えていましたが、平成18年、この状況を受けて自殺対策基本法が公布、施行され、対策の指針となる自殺総合対策大綱に基づく官民挙げた様々な取組みの結果、平成22年以降減少に転じ、平成24年には15年ぶりに3万人を下回りました。また、一昨年の長野県内の自殺者数は339人であり、平成8年以降最少の人数まで減少しました。しかしながら、15歳から39歳までの各年代の死因第一位は自殺で、若い世代の自殺は世界的に見ても深刻な状況にあり、年代や地域別に、より実践的な取組みが求められております。また依然として、多くの方が、一人で悩みを抱えて苦しみ、自らの手でその命を絶つという悲しむべき事態が繰り返し起こり続けていることに変わりはありません。

近年、我々を取り囲む社会問題は、経済、貧困、労働、健康、家庭、対人関係などの幾つもの問題が複雑に関連し合いながら、一人ひとりの生活に影響を及ぼし、さらに状況が悪化した場合には、心身に不調をきたす傾向も見られ、自らの力のみでその問題を解決することが困難になってきています。

そこで、長野県司法書士会及び長野県精神保健福祉士協会では、自殺総合対策大綱に定める自殺対策強化月間（月別自殺者数の最も多い3月）に合わせて、後記のとおり相談会を共同で開催することにいたしました。

本相談会では、日頃、精神保健及び福祉分野の相談支援に携る精神保健福祉士が、相談者のおかれた状況を整理し具体的な方法を見出せるようサポートするとともに、相談者の不安や心配等を受け止め、心身の健康状態についての相談に対応いたします。そして法律専門職である司法書士が、自殺の引き金となる社会的要因に対して、個別具体的に法的な解決方法についての助言を行います。このように両会が各々の専門分野を担当しながら、互いに補い連携することで、より広い見地からの総合的な支援を行うとともに、自殺予防のゲートキーパーの役割を果たしたいと考えます。

つきましては、本事業の趣旨に深いご理解とご賛同を賜り、一人でも多くの方にこの相談会を利用していただけるよう、告知や報道、また取組みに対する取材等をお願い申し上げます。

記

日 時 平成30年3月25日(日)

午前10時から午後4時まで

専用電話番号 0120-448-788

(フリーダイヤル) ※当日のみの専用(臨時)の番号です。

<相談料は無料です/秘密は厳守します>